

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにが

平成26年5月19日
全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「国による業界に対する新しい動きについて」

委員 盛田 宏

4月に消費税が増税になり、仮需の反動が多少なりとも出ている様です。

お酒は嗜好品であり、ハートで飲む物なので、飲み方提案やお客様にとってその商品を飲む事による効用を説明することで付加価値の高い物も売れると思います。これにより仮需の反動からの回復も早くなるのではと思います。

また、低価格販売が長く続く酒類業界ですが、これとは違った動き(これを正す動き)が国の方からいくつか出ております。

一つは昨年末に国会で成立した「アルコール健康障害対策基本法」です。この中の条文には「酒類の製造又は販売を行う事業者は国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。」とあります。又、「国は酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。」ともあります。

これらは飲み過ぎを助長するような過度な安売りや、飲み放題の制限にもつながるものがあります。

次の動きとしては、経済産業省が昨年6月より検討しているメーカーによる小売価格指定制度の導入があります。この制度はメーカーが店頭小売価格を定めるとともに、指定価格での販売に同意しない小売業者については取引を行わないことができるとするものです。その目的はメーカーと卸・小売業者が連携してブランディング戦略を取り、多様化した消費者のニーズに対して価格以外の付加価値を容易にすることにあり、消費者利益にも寄与するものであるとしています。本年6月を目処に結論を得ることとなっております。国によるデフレ脱却策の一つと見られます。

三つ目の動きは、国会議員約200人で構成する「街の酒屋さんを守る国会議員の会」によるもので「商店街や街づくりの礎の役目を果たしてこられた酒屋さんが廃業していく現状をなんとか食い止めなければならない」としています。その提案の中には酒類小売業免許制度の

見直しや過度の販売競争に対し財務大臣は勧告、改善命令を出すことができ、命令に違反した場合には罰則を設ける等があります。

これらの三つの動きによってすぐに今の酒類の過度な安売りが止まるとは言えませんが、現状の流れを是正しようとする大きな動きである事は確かです。酒類業界としてはこれらの動きが業界全体の健全な発達や酒税の保全に資するものと考え、動向を注視するとともにこれらの動きが実を結ぶよう積極的に国に対して働きかけをする事が最重要課題と考えます。

組合員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○ 平成 26 年 4 月ビール類の出荷状況

(単位：kl・%)

期間 区分	4 月			1 ～ 4 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	195,750	228,356	85.7	747,358	728,167	102.6
発泡酒	48,299	67,142	71.9	214,242	220,491	97.2
新ジャンル	128,702	176,059	73.1	578,780	584,731	99.0
計	372,751	471,557	79.0	1,540,380	1,533,389	100.5